



KOTO BRAND

平成 29 年度募集 江東ブランド募集要領

優れた製品・部品や技術を持つ企業を募集します。
自社の製品・技術や事業所の P R を展開しつつ、
江東区のものづくりの素晴らしさを広めていきます。

「江東ブランド」は、時代の激しい動きの中で、優れた製品（部品含む）や技術により、
革新的に事業展開の道を切り開いている企業を江東ブランドとして認定し、
さまざまな P R 活動を通じて、直接の取引先のみならず一般の消費者やバイヤー等にも
広く認知してもらうとともに、企業と江東区がともにイメージアップを図ることを目的としています。

江東ブランドとして認定された企業には、次のような特典があります。

江東ブランド認定のロゴマークが使用できます。
ギフトショーなどの展示会や見本市などに、製品や技術を P R できる場を設けます。
ブランド認定された企業等を軸とする交流会の推進等、
企業間連携が密になるように支援します。
認定企業紹介パンフレットの発行・配布を行います。

江東区のものづくりの「素晴らしさ」「力強さ」をともに広めませんか？

< 申込・問合せ先 >

江東区 地域振興部 経済課 産業振興係
〒135-8383 江東区東陽四丁目 11 番 28 号

電話：03-3647-2332 / FAX：03-3647-8442

応募対象企業の条件等

募集は、製造業（ただし食品製造小売*を除く）を営む企業であること。

*「食品製造小売」とは自社で製造した食品を自社の店舗で販売している形態を指します。店舗販売をしていない受注生産形態や見込生産形態の食品製造業は応募対象となります。

対象

次のすべての条件を満たす企業（個人事業所を含む）とします。

1. 江東区内に本社または主たる事業所を持つ中小企業であること。
2. 申請年度の4月1日現在、江東区内で1年以上の事業実績があること。
3. 前年度の法人住民税（個人にあっては住民税）、法人事業税（個人にあっては個人事業税）を滞納していないこと。
4. 製品や技術等がすでに取引実績があるか、実用化されていること。
5. 製品や技術等が十分な安全性を有していること。
6. 製品や技術等のPRとともに、江東区のイメージアップを強く望み、江東ブランド事業に積極的に参画する意思を有していること。

応募期限

平成29年6月1日(木)から6月30日(金)まで

応募方法

次に掲げる書類を添えて、下記申込先へ持参もしくは郵送してください。（応募期限日必着）

1. 江東ブランド認定申請書（様式は江東区HPよりダウンロードできます）
2. 履歴事項全部証明書、またはその写し（個人事業所の場合は事業所を有することを証明する公的機関発行の書類等）
3. 前年度の納税証明書
（法人の場合は、法人住民税納税証明書及び法人事業税納税証明書、個人の場合は、住民税納税証明書及び個人事業税納税証明書）
4. 審査に必要な参考資料（企業・商品等のパンフレット、事業案内、その他資料）
※審査を行うにあたり、別途資料の提出や製品・部品等をお借りすることがあります。
※応募いただいた企業等について、その事業所を後日調査させていただくことがあります。
（調査させていただく日時と場所は、別途ご連絡します。）

ブランド認定審査・選定方法

平成29年10月(予定)までに、江東ブランド認定審査委員会(学識経験者や専門家等による審査)を行い認定します。

なお、ブランド認定に際しては、応募企業の製品や技術等に対して、現地調査やヒアリングを実施し、

取扱製品や技術等の優秀性のほか、対象企業や製品等の信頼性、ブランド事業への参加意欲等を参考とします。

調査等の関係で本年度認定できない製品・部品等を有する企業等については、継続して調査させていただくことがあります。

認定企業等のPR

認定企業は、ギフトショーなどの展示会や見本市への出展のほか、広報やホームページ、

各種イベントなどを通じて広くPR支援します。また、認定企業紹介用パンフレットの作成・配布を行います。

なお、認定企業には、江東ブランドのロゴマークの使用が認められます。

認定企業等を軸とする交流会等の参加

認定企業で構成される交流会などに参加して、先進的で多彩な企業間のヨコのネットワークを広げていくことができます。

認定の有効期間及び再認定

認定の有効期間は3年間(認定した日の属する年度を含めた4年度目の年度末)です。

継続して認定を受けることもできます。その場合は、再認定の申請が必要です。

権利保護

応募に当たっては、権利保護の手続きの必要なものについては、応募者自身で権利保護の手続きをしてください。